

「京都木材規格認定事業体」登録の参加資格が変更になりました

(一社)京都府木材組合連合会
会長 辻井重

残暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から京都府木材組合連合会の運営にご支援・ご協力頂きありがとうございます。

さて、京都木材規格制度の作成後2か年が経過した現在、これまでKTS指定の公共工事発注実績は数件しかなく、京都府木材組合連合会としても、KTS制度の一層の普及を図るためにいろいろな角度から検討を重ねてまいりました。

KTSは規格・品質を定める独自の業界規格であり、これから府内での普及を図るためには、業界自ら、発注機関等への働きかけや説明会開催等を積極的に展開していくことが必要です。その役割を「京都木材加工ネット」が担うことになりました。

つきましては、去る8月18日の京都府木材組合連合会理事会において、「京都木材規格」と「京都木材加工ネット」を一体的に運営することが決定され、今後、「京都木材規格認定事業体」となるには、下記のとおり「一般社団法人京都府木材組合連合会の正会員であること」「京都木材加工ネットの登録条件（下記参加資格）を満たし、運営に協力すること」が必要条件となります。

以上の決定により、皆様方には制度の変更が生じたこととお詫び申し上げますとともに、何卒趣旨をご理解頂き、「京都木材規格」ならびに「京都木材加工ネット」運営に今後ともご協力くださいますよう、お願い申し上げます次第です。

記

1. 「京都木材規格認定事業体」となることは「京都木材加工ネット登録事業体」となることと同義とする。(同時登録)
2. 「京都木材規格認定事業体」及び「京都木材加工ネット登録事業体」の参加資格
 - (1) 合法木材供給事業体
 - (2) 京都府内産木材認証制度取扱事業体(京都市内においては京都市木材地産表示制度の「生産事業体」含む)
 - (3) 一般社団法人京都府木材組合連合会の正会員
※但し、事業体とは京都府内に本店又は営業所(常駐)があること。
3. 京都木材規格の登録済み事業体への経過措置
平成26年8月18日以前に京都木材規格に登録されている事業体には、次回更新時まで「京都木材規格認定登録資格及び京都木材加工ネットの参加資格」を満たさない場合は参加資格を失うものとする。

○京都木材加工ネットの申請書等は府木連 HP (www.kyomokuren.or.jp) からダウンロードできます。